

人権特集

みんなで築こう 人権の世紀

「誇れる」人権尊重で笑顔に

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山

12月4～10日は「人権週間」

今回のテーマは

『同和問題にかかわる部落差別』

人権は、私たち一人一人が幸せに暮らしていくため、最大限尊重されなければならないものです。しかし、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権課題は今も存在し、さらには、社会の変化に伴い、複雑化・多様化した新たな人権課題も生じており、その解決に向けて、社会全体で取り組むことが求められています。今回は、人権に関する重要課題の中から、「同和問題にかかわる部落差別」に焦点を当てて考えてみましょう。

◆同和問題とは

日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

現代社会にも、特定の地域(被差別部落)に生まれ、育ち、住んでいる、あるいは地縁・血縁関係をそこにたどることができていることを理由に、結婚を反対されたり、就職の際に不当な扱いをされたり、インターネット上で差別を助長するような内容や誹謗中傷が書き込まれたりするなどの差別が発生しています。

◆同和問題解決に向けた取り組み

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。それゆえ、この問題の早期解決は、国の責務であり、国民的課題であるため、各種対策法が制定・施行され、全国各地で生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実などの取り組みが行われました。

その結果、いわゆる同和地区と同和地区でない地域との経済格差などから見られる実態的差別は大きく改善されましたが、心理的差別の解消には至っておらず、今後、さらなる人権教育・啓発の取り組みが必要です。

◆「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28年に施行されました

この法律では、現在もお部落差別が存在することを認め、部落差別解消の必要性を国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

◆部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)※抜粋

(目的) 第1条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

◆私たちにできることから始めましょう

部落差別のない社会とは、どのような社会のことをいうのでしょうか。それは、生まれた場所や家柄などに関係なく、誰もが幸せに暮らせる社会のことです。

みんなの幸せが保障された社会。みんなの幸せを尊重する社会。つまり、自他の幸せが保障・尊重された社会の実現こそが部落差別のない社会につながるのです。誰もが幸せになることを妨げられない、妨げない。そんな生き方を目指しましょう。

各種人権問題でお悩みの人はご相談ください

- ・みんなの人権110番(松山地方法務局) 0570-003-110
- ・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

同和問題(部落差別)に関する参考資料

- ・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- ・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>

※各種人権問題に関する相談先の一覧は、市ホームページでもご覧いただけます

松山市 人権相談 で 検索

市人権教育研究大会

日時 平成30年1月19日(金) 10時～15時30分
会場 総合コミュニティセンター(湊町七丁目)
内容 午前の部15分科会に分かれて研究協議
▼第1分科会「同和問題委員会」
「Do」として活動を続けていく成長の成果とNPO法人として活動を続けるには」
▼第2分科会「子ども人権委員会」
「いじめ0を目指して、あいさつから広がるコミュニケーション」
▼第3分科会「子ども人権委員会」
「子ども連携や全体集会を通して」
▼第4分科会「学級担任を中心とした困り感のある児童への支援」

友達、保護者、地域と守る子どもの人権」
▼第3分科会「女性人権委員会」
「女の子なんだから」から「女性だからこそ」性別で未来が変わることがない社会へ」
▼第4分科会「高齢者・障がい者人権委員会」
「精神障がい者が地域で当たり前に暮らす社会づくり」
▼第5分科会「課題別人権委員会」
「あなたがあなたらしく生きるために」
性的マイノリティの映画をとおして」
▼午後の部「落語家・桂才賀さんによる講演「子どもを叱れない大人たちへ」

代表ポスター



樋口 歩花さん(済美高1年)

代表標語

自分が変われば
世界も変わる
言葉で心で行動で

熊澤 祐奈さん(北中1年)

人権啓発標語・ポスター・絵手紙の応募作品(標語56,174点・ポスター14,447点・絵手紙4,068点)の中から、入賞作品を決定しました。入賞作品は、次の日程で展示するほか、2018年版人権啓発カレンダーに掲載し、小・中学校の児童・生徒や関係機関などに配布します。また、入賞作品は、市人権教育推進協議会ホームページ <http://jinsuikyo.org/> に掲載します。

代表絵手紙



清水 桜士さん(さくら小4年)

平成29年度
人権啓発

標語・ポスター・絵手紙

【展示日程】 ①12月4日(月)～8日(金) 8時30分～17時(初日は12時～) = 市社会福祉協議会(若草町)1階ロビー
②12月6日(水)～19日(火) 9～18時 = 坂の上の雲ミュージアム(一番町三丁目)
③12月11日(月)～18日(月) 9～19時(初日は12時～。土・日曜日は17時30分まで。最終日は16時まで) = 愛媛CATVオープンスタジオ(大手町一丁目)
※②は月曜日休館

○講師プロフィール

1988年に少年院篤志面接委員に任命されて以来、全国の少年院を訪問し、青少年と本音の付き合いを深めている落語家。犯罪を犯す青少年たちの背景を知り尽くし、彼らを取り巻く親・教師・大人たちへメッセージを送る。



落語家 桂 才賀さん

3 8 4 ・ FAX 934 1 7 4 2
人権啓発課 ☎ 948 6